

始まっ
てい
ます!

マイナ保険証を利用しましょう

令和 6 年 12 月 1 日に組合員証・組合員被扶養者証等（以下「組合員証等」）が廃止され、同月 2 日以降は新規で組合員証等は発行しないこととされました。

発行済みの組合員証等は、1 年間引き続き使用できる経過措置が設けられましたが、令和 7 年 12 月 2 日以降は、発行済みの組合員証等も使用できなくなります。

マイナ保険証の利用登録をしていない場合は、組合員証等の代わりとなる資格確認書を交付しますが、マイナ保険証を利用することで、より良い医療を受けることができたり、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払が免除されたりするなど様々なメリットがありますので、ぜひ登録をお願いします。

令和 6 年 12 月 2 日

令和 7 年 12 月 2 日

組合員証等 令和 7 年 12 月 1 日まで利用可能

※紛失しても再交付はしません。

資格確認書 令和 6 年 12 月 2 日以降、マイナ保険証の利用登録をしていない方に交付

※マイナ保険証の利用登録をしている場合は、交付しません。

マイナ保険証 常に利用可能

⚠️ マイナ保険証利用時には、電子証明書の有効期限をご確認ください!

電子証明書は、マイナ保険証として利用する時や、マイナポータルへのログイン時に使います。電子証明書の有効期限は、**年齢問わず発行日から 5 回目の誕生日まで**です。有効期限が切れてから 3 か月が経過してしまうとマイナ保険証の利用ができなくなってしまうため、お住まいの市区町村から有効期限通知書が届きましたら、必ず更新手続きを行ってください。